

## 第1節 防災知識の普及計画

地震防災対策の円滑な実施を確立するために、職員の教育はもとより、学校教育、社会教育等を通じて、住民に対する啓発活動が重要である。

具体的な知識の普及、啓発活動については、基本計画編第1章第1節「防災知識の普及計画」に準ずる。ただし、地震の場合の家庭における防災対策に関する知識の普及に当たっては、特に住宅の耐震診断と補強、家具の固定、ブロック塀の倒壊防止、ガラスの飛散防止等に留意する。

## 第2節 自主防災組織の育成に関する計画

住民は、自らが地震及び防災に関する知識を持ち、これを家庭、地域、職場等で実践しなければならない。また、このことは、住民が相互に協力し、地域や職場において自発的に防災組織を作ることによってより効果的となるため、村は、自主防災組織の育成強化を図るとともに、その活動指針を示す。

平常時及び地震発生時における住民や自主防災組織の果たすべき役割については、基本計画編第1章第2節「自主防災組織の育成に関する計画」に準ずる。ただし、地震発生時に住民が実施する事項については以下による。

### ○地震発生時の住民の実施事項

- (1) まず我が身の安全を図る。
- (2) すばやく火の始末をする。
- (3) 火が出たら、まず消火する。
- (4) あわてて戸外に飛び出さず、出口を確保する。
- (5) 狭い路地、塀のわき、がけ、川や谷には近寄らない。
- (6) 山崩れ、がけ崩れ、浸水に注意する。
- (7) 避難は徒歩で、持ち物は最小限にする。
- (8) みんなが協力し合って、応急救護を行う。
- (9) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- (10) 秩序を守り、衛生に注意する。
- (11) 電話の利用を自粛する。

また、自主防災組織の育成強化についても、基本計画編と同様に組織づくりを推進しなければならない。

### 第3節 防災訓練計画

地震災害に対して各防災機関が相互に緊密な連携を保ちながら、北山村地域防災計画に定める地震災害応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう技能の向上と住民に対する防災意識の高揚を図るため、図上又は現地で総合的かつ計画的な訓練を実施する。訓練の実施に当たっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時期を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。また、訓練後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

具体的な訓練計画及び訓練内容・時期等については、基本計画編第1章第3節「防火訓練計画」に準ずる。

### 第4節 防災体制の整備計画

地震が発生した場合、死傷者をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、水害の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、広範囲にわたって被害が発生することが予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、村は防災関係機関との連携を図り、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行するための防災体制の整備を推進する。

具体的な防災体制の整備状況については、基本計画編第1章第4節「防災体制の整備計画」に準ずる。

### 第5節 通信体制の整備計画

村は、防災関係機関と連携を図り、災害時における情報通信の重要性にかんがみ、平常時から大規模地震災害の発生に備え、各関係機関において情報収集・連絡体制の整備を図るとともに、通信及び放送施設の耐震対策を講じておく。

なお、具体的な計画については、基本計画編第1章第6節「通信体制の整備計画」に準ずる。

## 第6節 地震火災予防計画

大地震による被害は、建築物や構造物の破壊だけでなく、多くの場合地震に起因して発生する火災によるところが大である。したがって震災被害を最小限に軽減するために、村は、消防力の強化、消防水利の整備、火災予防のための指導の徹底等に努める。

なお、具体的な計画については、次に定めるもののほか、基本計画編第1章第17節「火災関係予防計画」に準ずる。

### 1 出火防止

村は、住民をはじめ事業所等の関係者に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために、予防査察及び火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、次の指導を徹底する。

#### (1) 一般家庭に対する指導

ア ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火、とりわけ油鍋等を使用している場合の出火防止のため、地震時にはまず火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと等の指導を行う。

イ 耐震自動しゃ断装置付きのガス器具や石油ストーブ等の使用並びに管理の徹底を図る。

ウ 家庭用消火器等の設置並びにこれら器具の取扱い方法について指導する。

エ 家庭用小型燃料タンクは、転倒防止装置を施すよう指導する。

オ 防火ポスター・パンフレットなどの印刷物の配布、その他火災予防期間中の広報車による呼びかけ、各家庭への巡回指導等を通じて火災予防の徹底を図る。

カ 特に、寝たきり老人、独居老人、身体障害者等のいる家庭については、家庭訪問を実施し、出火防止及び避難管理について詳細な指導を行う。

#### (2) 職場に対する指導

ア 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底を図る。

イ 終業時における火気点検の徹底を図る。

ウ 避難、誘導體制の総合的な整備を図る。

エ 災害発生時における応急措置要領を作成する。

オ 自主防災組織の育成指導を行う。

カ 不特定多数の者が出入りする施設においては、特に出火防止対策を積極的に指導する。

キ 化学薬品を保有する学校等においては、混合火災が生じないように適正に管理し、また、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、化学薬品の容器や保管庫、戸棚の転倒防止措置を施すよう指導する。

ク 危険物施設、プロパンガス施設、電器施設については、自主点検の徹底を指導するとともに、立入検査等を通じて安全対策の促進を図る。

## 2 初期消火

地震時においては、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから家庭や職場などで地域住民が行う初期消火が極めて有効であり、住民による初期消火能力を高め、家庭、地域及び職場における自主防災体制を充実し、村と消防団等が一体となった地震火災防止対策を推進する。

### 〔関係機関〕

#### ○事業所等

- (1) 地震時には事業所独自で行動できるよう事業所における自衛消防組織等の育成強化を図るものとする。
- (2) 職場の従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震時における初期消火等について具体的な対策を作成するものとする。

## 第7節 危険物施設等災害予防計画

地震時における危険物やプロパンガス等の漏洩・爆発等による被害を最小限に抑えるため、各施設の耐震化を図るほか、具体的な防止対策については、基本計画第1章第21節「危険物等災害予防計画」に準ずる。

### 1 プロパンガス施設

プロパンガス取扱事業所におけるプロパンガス施設は、過去の震災の経験を生かし、耐震性を考慮した設計・施工が行われ、地震に対する構造上の安全対策が講じられている。

しかしながら、大規模な地震が発生した場合は、耐震設計で考慮されている要因以外のものや、地盤の液状化による要因で、プロパンガス施設が損傷を受けることがあるため、プロパンガス取扱事業所及び一般消費家庭に対し、次のとおり、設備の設置を推進する。

- (1) プロパンガス取扱事業所
  - 容器（ボンベ）のチェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底
- (2) 一般消費家庭
  - ア 容器（ボンベ）のチェーン止め等による転倒・転宅防止措置の徹底
  - イ ガス漏れ警報機、自動ガス遮断装置、耐震ガス遮断装置等安全機器の設置の推進

## 第8節 建築物等災害予防計画

地震による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐震性を高め、安全性の向上を図る。

### 1 公共建築物

公共建築物の中には災害発生後、避難施設や復旧活動の拠点ともなる建築物も多く、また、災害時要援護者が利用することから特に耐震性が要求される。このため、北山村耐震化促進計画に基づき計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

#### (1) 役場庁舎の耐震工事の実施

本村役場庁舎を災害時の災害対策本部設置場所として、また県等、各種関係機関との連絡、応援要請を行うための最も重要な施設と位置付け、早急に耐震工事を実施する。

#### (2) 北山村村民会館の耐震工事の実施

災害時の避難場所として、また大沼地区の災害時備蓄倉庫にもなっている村民会館の耐震化を促進する。

#### (3) 各地区区民会館の耐震化の促進

災害時、各地区において応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物である区民会館の耐震化を早急に実施する。すでに建て替えが完了している七色・竹原・小松地区に続いて、大沼・下尾井地区の区民会館の耐震化を促進する。

### 2 一般建築物等の耐震診断・改修の促進

#### (1) 耐震性向上の普及、啓発

村は、既存建築物の耐震性の向上のため、広報の充実、相談窓口の設置等により、耐震知識、耐震診断・改修の必要性、補強技術等の普及、啓発を図る。

#### (2) 民間建築物の耐震診断・改修の推進

ア 村は、民間建築物について、建築物の重要度を考慮しつつ、災害時に重要な機能を果たすべき建築物の所有者に、耐震診断・改修についての自助努力を促す。

イ 村は、避難住民の安全性を確保すべき避難経路及び震災後の復旧用緊急物資等の輸送経路となる緊急輸送幹線道路沿いの既存建築物、救援活動の拠点となる指定地方公共機関の既存建築物等については、定期報告制度も活用し、耐震性能の向上に努めるよう指導するとともに、市街地の防災性能の向上に寄与する耐震改修の促進に努める。

#### (3) 木造住宅の耐震診断・改修の促進

地震による人的被害の軽減のため、住宅の耐震化を進める。特に、古い木造住宅の耐震診断・改修の促進に向けて、ガイドブックの作成、講演会の実施、耐震改修事例集の作成などにより、指導・啓発に努める。

### 3 コンピュータの安全対策

村は、自ら保有する重要な情報システムについて、耐震補強、機器の落下倒壊の防止、

データの安全な場所での保管など、所要の安全対策の実施に努める。

#### 4 家具等転倒防止対策（行財政グループ）

地震発生時に一般家庭等にある家具等什器の転倒による被害を防止するため、住民に対して、家具類の安全対策を広報し、知識の普及を図る。

#### 5 被災建築物応急危険度判定対策

##### (1) 応急危険度判定士登録の推進

県が行う被災建築物応急危険度判定士講習会への職員の受講を促進し、判定士資格を持つ職員の確保に努める。

##### (2) 応急危険度判定用資機材の備蓄

県と協議の上、判定用資機材の備蓄に努める。

##### (3) 震前判定計画の策定

地震発生後において、被災建築物の応急危険度判定を実施するため、震前において被災建築物等の被害予測に基づいて必要な判定士、必要判定コーディネーター及び本部員数、判定区域及び判定対象とすべき建築物書を把握し、判定活動の作業手順を確認しておく震前判定計画の策定を行う。

## 第9節 土砂災害予防計画

本村は、地震時において、斜面災害、山地災害等の土砂災害が予想される。このため、これらの災害を防止するため、地震にかかる災害危険を解消するため事前対策を計画的に推進する。

急傾斜地崩壊対策等土砂災害に関する避難態勢の整備等については、基本計画編第1章第20節「土砂災害予防計画」に準ずる。ただし、地震災害の予防上重要な以下の事項については、その対策を推進する。

#### 1 土砂災害防止対策の推進

山崩れ等の防止対策に当たっては、構造物、施設等の耐震性に十分配慮し、斜面崩壊及び落石等の危険性のある箇所について、災害防除工事等を計画的に実施する。

#### 2 液状化対策の推進

地盤の液状化の可能性がある地域地盤の概要を把握し、公共土木施設等の耐震点検及び施設的设计、計画時において活用するに努める。

また、施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を図るとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止するため必要に応じ耐震補強の実施に努める。

## 第10節 公共施設等予防計画

道路・橋りょう、河川、砂防施設等の公共施設は、地域生活の根幹をなすものであり、これらが地震により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きい。このため、地震災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限に止め、早期復旧が図られるよう、施設の災害防止対策を推進する。

河川管理、施設、道路施設についての具体的な計画については、基本計画編第1章第18節「風水害予防計画」及び第19節「道路関係災害予防計画」に準ずるが、施設はいずれも耐震性を考慮した設計を行う。

## 第11節 ライフライン施設の災害予防計画

生活に直結する水道施設、電気、ガス、電話等ライフラインにおける災害を未然に防止し、大規模地震災害においても被害を最小限にとどめるための具体的な計画については、基本計画編第1章第22節「ライフライン関係災害予防計画」に準ずる。ただし、施設の耐震点検や耐震性の向上には特に留意する。

## 第12節 避難計画

地震時には、延焼火災の拡大等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、地震災害時における村長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領を定め、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお、避難に際しては、特に、高齢者、障害者、難病患者その他の災害時要援護者の安全避難について留意するとともに、避難施設や貯水槽の耐震化を推進する。

避難所・避難路の指示及び避難計画など具体的な避難体制の整備については、基本計画編第1章第8節「避難計画」に準ずる。

## 第13節 医療計画

地震時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱が予想される。

このため、地震発生時に備え、必要な医療用資機材・医薬品等の整備及び医療救護班の編成基準など、医療救護体制の整備を計画的に推進する。

被災者に対する医療救護活動についての具体的な計画については、基本計画編第1章第9節「医療計画」に準ずる。

## 第14節 ボランティア活動支援環境整備計画

大規模地震発生時においては、個人のほか、専門技能グループを含む組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。このため、大規模地震発生時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から個人あるいは地域や事業所の自主防災組織など幅広いボランティアの体制整備に努める。

ボランティアの登録・育成及びその役割については、基本計画編第1章第10節「ボランティア活動支援環境整備計画」に準ずる。

## 第15節 要配慮者対策計画

災害時要配慮者の実態把握や避難体制の確立等については、基本計画編第1章第11節「要配慮者対策計画」に準ずる。

## 第16節 緊急輸送網の整備計画

地震災害時には、道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生することが予想されるので、交通の混乱を防止し、緊急輸送道路を確保することが必要である。

よって、緊急輸送道路ネットワークの活用を図るため、緊急輸送道路から本村の防災拠点に連絡する村道について計画的に整備を推進する。

具体的な計画については、基本計画編第1章第12節「緊急輸送道路の整備計画」に準ずる。

## 第17節 防災用資機材整備計画

村は、自己が保有する災害応急措置に必要な資材、機材並びに施設を、災害時にその機能を有効使用できるよう、常時点検整備を行う。

具体的な整備計画については、基本計画編第1章第13節「防災用資機材整備計画」に準ずる。

なお、資機材配備、施設の耐震化には留意する。

## 第18節 食料、生活必需品の確保計画

大規模な地震が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保する上で食料の調達・供給は重要であり、特に援助物資が届くまでの発災直後は、輸送手段等が限られるため、食料確保のためには備蓄が重要である。また、災害発生時には、住民の生活物資の喪失、流通機能のまひ等により生活必需品に著しい不足が生ずることが予想される。このため、災害に備えて備蓄・調達体制の整備を図る。

地震災害時の住民生活を支えるための食料及び生活必需品に関する具体的な計画については、基本計画編第1章第14節「食料、生活必需品の確保計画」に準ずる。なお、備蓄倉庫等の耐震性の強化には特に留意する。

## 第19節 防疫計画

地震が発生した場合の住民の生活や安全を確保するため、あらかじめ村において防疫体制の確立に努める。

地震災害の発生に伴う感染症の発生を未然に防止するための防疫組織の確率及びし尿処理・清掃活動体制の確保については、基本計画編第1章第15節「防疫計画」に準ずる。

## 第20節 廃棄物処理計画

災害の発生に備え廃棄物処理施設の稼働が円滑に行われるよう平素より維持管理のための点検や体制づくり等を整備し、対策を樹立する。

具体的な処理計画については、基本計画編第1章第16節「廃棄物処理計画」に準ずる。

## 第 2 1 節 地震防災緊急事業五箇年計画

地震防災対策特別措置法の規程に基づき、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区の地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成18年度を初年度とする第3次地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、地震対策の万全を期する。

和歌山県地震防災緊急事業五箇年計画のうち、本村に係るものは次のとおりである。

事業主体	事業名		事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定 年 度	所管省庁
北山村	避難路 (2号)	森林整備 事業	0.60km 1箇所	80	平18~22	林野庁
和歌山県	緊急輸送道路 (5-1号)	国道169号 七色拡幅	L=650m	65	平18	国土交通 省
北山村	公立小中学校 (9号)	地震防災 対策事業	1	5	平20	文部科学 省